

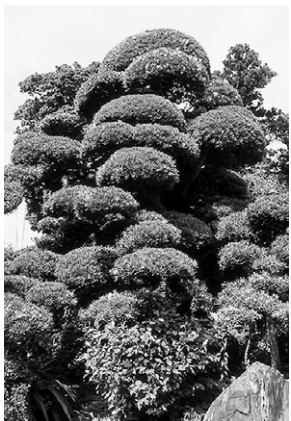
議会だより

長生村議会ホームページ：<http://www.vill.chosei.chiba.jp/new-site/gyousei/handbook/gikai/index.html>

第141号/2013. 5. 1



ご入学おめでとう!!
初めての教科書・・・新1年生



村の木「ラカンマキ」

定例会1月・3月会議

主な内容

	ページ
●定例会で決まったこと……………	2
●一般質問（8名）……………	6
●議会活動の報告……………	12

発行/長生村議会

編集/議会だより編集委員会



村の花「ハマヒルガオ」

議会定例会 3月会議

平成25年3月会議を、3月5日から8日までの4日間で開催しました。

同意1件、議案29件、発議案1件が上程され審議しました。

一般質問では、8人の議員が村の施政を質しました。

平成25年度当初予算を可決

一般会計

44億3100万円

歳入の主なものは、村税14億6400万円、その他自主財源は、繰入金、諸収入などで、4億8778万円です。

依存財源については、地方交付税13億3800万円、国県支出金5億9667万円、村債3億1350万円、地方譲与税・各種交付金など2億3105万円です。

算定要因としては、児童

手当の負担割合の変更、国の緊急経済対策事業、地域の元気臨時交付金事業など、各種分担金、負担金の増減を勘案し、前年度比0.7%の増です。

歳入の主なものは、

◎総務費

6億1660万円

新規事業としての、電子調達システムの利用負担などです。

◎民生費

13億8427万円

自立支援事業の他、介護保険の繰出、家具転倒防止補助金の新規事業、また障がい者福祉費2億3032万円、老人福祉費2202万円などです。

◎土木費

6億1553万円

新規事業として、地籍調査費455万円。

道路橋梁維持・新設改良

費2億3226万円などで

8218万円の増です。

◎教育費

4億1621万円

公民館中型バスの買換えなどです。

◎消防費

3億898万円

津波避難施設整備実施設計および用地取得などのため、5524万円の増です。

◎公債費

3億4304万円

公共事業を行うために借り入れたお金の返済金（元利償還金）です。

特別会計

36億7460万円

【国民健康保険特別会計】

総額17億6450万円
（前年比320万円増）

主な歳入は、国民健康保険税4億787万円、前年比644万円の減です。

主な歳出は保険給付費11億7476万円、後期高齢者支援金2億5066万円などです。

【公共下水道特別会計】

総額8億3660万円
（前年比3030万円増）

主な歳入は受益者分担金および負担金・使用料・国庫支出金などです。

主な歳出は維持管理費・管渠建設事業費などです。

【介護保険特別会計】

総額9億5600万円
（前年比310万円減）

介護給付費の減です。

【後期高齢者医療特別会計】

総額1億1750万円

後期高齢者の医療費に使われます。

平成25年度主要事業 （新規事業抜粋）

◎津波避難施設整備事業

一松地区に築山公園や津波避難タワーなどの津波避難施設を整備するため、用地の取得や設計を行います。

◎村制60周年記念事業

式典の開催や記念グッズを作成します。

◎地籍調査事業

公図や登記簿の現況を正確に調査するための計画を作成し、来年度以降本格調査を行う予定です。

◎ながいき村オーナーズクラブ事業

新たな観光資源を開発・検討し、村に観光客を誘致するための事業を実施する団体の運営を補助します。

◎中学生の海外派遣事業

近隣自治体と連携して実施します。
派遣先は、オーストラリアを予定しています。

村長施政方針

議会定例会3月会議初日に小高村長から施政方針が示されました。

財政の硬直化が定着しつつあり、今後引き続き財政健全化に取り組みながら、常に新しい発想と想像力をもって限られた財源を最大限に生かしてより大きな成果を上げていくため英知を集結し協働の精神を発揮し、安全・安心な村づくりをしたいと考えます。

近年、市町村に権限移譲などが進み、自治体の施策の自由度が増す一方で、その施策の取り組み

が地域に与える効果と期待の重さを強く感じるようになってきました。

私も村長に就任して最初の予算となりますが、財政状況は依然として大変厳しい状況下ですが、限られた中で、人命に関わるものをまず優先的に取り組み、村民の皆様の声聞き逃さず、県下で唯一の村を次世代に託せるよう、『安全・安心・住んで良かった長生村』の実現に向け全力を傾注する決意であるとの施政が示されました。

た人格・識見をもち、適任であると認められたものです。

固定資産評価委員の選任を同意

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の選任について、市東儀一氏を引き続き、選任することを同意しました。

同氏は同委員会の委員を2期務め、現在は委員長としての職務につかれ、優れ

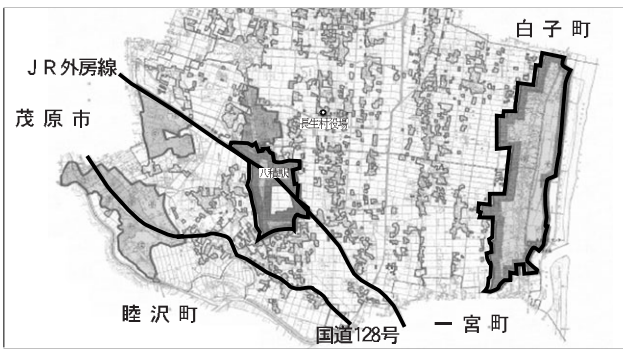


市東 儀一 氏

公共下水道事業計画認可申請を可決

一松、高根（小泉・宮成）の地域はこれまで特定環境保全公共下水道事業として整備してきました。

都市計画決定した用途地域（八積駅周辺）内の下水道整備を都市施設として計画的に実施していくために、長生都市計画下水道事業長生村公共下水道事業計画認可申請を可決しました。



となります。
なお、受益者分担金（加入者負担金）は従前のとおりです。

条件付き採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例を可決

村は子育て環境の充実特区として、構造改革特別区域計画に国から認定されました。

これに伴い、保育所に勤務する臨時的任用職員の保育士および看護師について、1年以上継続して3年を限度とし、任用することが可能となりました。
臨時的任用職員の身分保障のため、条例整備が必要となり、原案を可決しました。

生涯学習推進会議条例を可決

村は生涯学習推進会議を廃止の方針でしたが、議会の要望により条例案が提案され可決しました。

当会議は、生涯学習の推進にあたり住民の意見や要

望を取り入れ、施策の推進をはかるための附属機関です。

審議内容については、生涯学習の振興に関する基本問題、対策等、必要な事項です。

委員構成は教育委員会、社会教育団体、企業、警察関係者および学識経験者等により組織されます。
任期は2年です。

保育所条例の一部を改正する条例を可決

これまで2人以上の児童が保育所や幼稚園に通っている世帯で、2人目の児童の保育料が半額になっていました。

今回の改正は、軽減対象を広げ、村外の児童発達支援施設（特別支援学校幼稚園など）に通所している場合も含め2人目の児童の保育料を半額にするものです。



**一 般 会 計
補 正 予 算 を 可 決**

既定の予算総額にそれぞれ1億8778万円を追加し、47億3695万5千円とする一般会計補正予算が上程され、可決しました。歳入の主なものは、

◎地方交付税 9179万2千円

◎国庫補助金 3522万5千円

国の緊急経済対策事業として道路の舗装修繕、村体育館の耐震補強事業が新たに補助の対象となりました。歳出の主なものは、



耐震補強を行う村体育館

◎教育施設整備基金積立金 9000万円
今後予定される公民館や高根小学校の体育館の整備を見込み、積み立てるものです。

**長生中学校の屋根
損壊、損害賠償請求
に関する訴え**

損害賠償請求事件に関する、訴えの提起が提案され可決しました。

平成23年8月30日引き渡し直後の9月21日に通過した台風により、新校舎の屋根が吹き飛ばされ、屋根材が飛散する事故が発生しました。

夜間であったため人的被害はなかったものの、飛散した屋根材は周辺の民家や隣接する体育館を一部損壊させました。

議会はただちに調査委員会を開催し、村および設計・施工業者等に原因究明の説明を求めましたが、施工に非はなかった旨の説明でした。

議会はこの事態を重視し、生徒および周辺住民の安全

を確保するため、原因を徹底究明し、対策を講じるため、長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会を設置し調査しました。

第三者機関である(株)千葉県建築士事務所協会による調査の結果、設計図書ごおりの施工がされておらず、下地コンクリートの施工不良、および屋根材を置く際のかみ合わせの不具合が指摘され、同様の気象条件下での安全は保障できないとのことでした。

当時の最大瞬間風速は28・2m/秒とされていますが、建築基準法では風速38m/秒まで耐えられなければなら



飛散した屋根材

りません。

施工業者は、応急処置を施し補償期間を延長する案を示しましたが、安全確保のため議会は設計書ごおりの施工を要望していたものです。

◎損害賠償請求の内容

設計図書ごおりの施工、または工事費相当額として2482万6千円および遅延損害金を請求する。

◎訴えの相手方

・りんかい日産建設株式会社
・株式会社千町村建築研究所

**新型インフルエンザ等
対策本部条例を可決**

新型インフルエンザ等対策特別措置法により、新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務付けられ、条例整備が必要となり、原案を可決しました。



**議 会 定 例 会
1 月 会 議**

通年議会制に伴う、平成25年1月会議が1月7日に開催されました。

翌年の開会日前日までを会期と定めるとともに、発議案1件が上程されました。

**議会政務調査費の交付に
関する条例の一部を
改正する条例を可決**

地方自治法の一部改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」と改正され、政務活動費にあてることができる経費の範囲が条例で定められました。

新たに「要請・陳情等活動費」が追加されるなど、議員の政務活動を充実させ、かつ、使途の透明性を確保するために改正されたものです。

3月会議の審議結果一覧表

議決番号	件名	議決結果	
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意	全員一致
議案第1号	長生都市計画下水道事業長生村公共下水道事業計画認可について	原案可決	賛成多数
議案第2号	長生村公共下水道事業計画変更協議について	原案可決	賛成多数
議案第3号	長生村一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例制定について	原案可決	全員一致
議案第4号	長生村公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第5号	長生村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	原案可決	全員一致
議案第6号	長生村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	原案可決	全員一致
議案第7号	長生村村道の構造の技術的基準を定める条例制定について	原案可決	全員一致
議案第8号	長生村村道に設ける案内標識等の寸法を定める条例制定について	原案可決	全員一致
議案第9号	条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第10号	長生村新型インフルエンザ等対策本部条例制定について	原案可決	全員一致
議案第11号	長生村生涯学習推進会議条例制定について	原案可決	全員一致
議案第12号	長生村公共下水道事業受益者負担金徴収条例制定について	原案可決	全員一致
議案第13号	長生村公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第14号	長生村下水道条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第15号	長生村保育所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第16号	長生村土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第17号	長生村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致
議案第18号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員一致
議案第19号	損害賠償請求事件に関する訴えの提起について	原案可決	全員一致
議案第20号	平成24年度長生村一般会計補正予算（第7号）	原案可決	賛成多数
議案第21号	平成24年度長生村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員一致
議案第22号	平成24年度長生村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員一致
議案第23号	平成24年度長生村介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員一致
議案第24号	平成24年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員一致
議案第25号	平成25年度長生村一般会計予算	原案可決	賛成多数
議案第26号	平成25年度長生村国民健康保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第27号	平成25年度長生村公共下水道事業特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第28号	平成25年度長生村介護保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議案第29号	平成25年度長生村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	賛成多数
発議案第2号	長生村議会基本条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	全員一致

定例会 3月会議

一般質問

小倉議員…………… 6 ページ	石川議員…………… 9 ページ
井下田議員…………… 7 ページ	山口議員…………… 10 ページ
鈴木議員…………… 8 ページ	門口議員…………… 11 ページ
関 議員…………… 8 ページ	増子議員…………… 12 ページ

幸福の科学大学建設に係る排水について

小倉 利一 議員

議員

青海苔漁場が隣接するため、排水について伺います。

校舎・学生寮・食堂等すべてを1施設として取り扱いますか。

村長

1施設として扱い、下水道使用料は、水道メーターごとに徴収します。

議員

最終的に1200人利用とのことですが、排水量は推定できますか。

村長

1日あたり平均で180mを見込んでいます。

議員

算定基準は、建築基準法に基づく値か伺います。

下水課長

九十九里南房総流域別下水道整備総合計画および、浄化槽の基準に示されている数値から算出しています。

議員

下水道の受入れ、放流水質基準値について伺います。

下水課長

各基準は次の表のようになっています。

項目	受入基準	放流基準
水素イオン濃度	5以上9未満	5以上9未満
PH		
生物学的酸素要求量 BOD	特定事業場 5日間で600mg/ℓ未満 一般はなし	15mg/ℓ以下
浮遊物質 SS	特定事業場600mg/ℓ未満 一般はなし	30mg/ℓ以下
n-ヘキサン抽出物 ノルヘキ	鉱油：5mg/ℓ以下 動植物油：30mg/ℓ未満	出さない 出さない
水温	45℃未満	45℃未満

議員

全量、受入れは可能ですか。

村長

長生浄化センターの処理能力は1日あたり2940.3m³

全量受入れは可能です。受け入れる場合費用減免措置はあるか伺います。

村長

下水道使用料金の減免措置はありません。

議員

分担金はあるか伺います。

下水課長

元所有者の日本ビラ(株)から、処理場用地8580m²の寄付があったため、分担金徴収条例第8条第4号の規定により、分担金は免除となっています。

議員

所有者が変わり、広大な土地で、固定資産税も納入されていません。

分担金を賦課する方法はありませんか。

また、当時の下水道工事で村の負担はなかったのですか。

下水課長

分担金については、従前の受益者の地位承継する者としているからです。

また、工事費の負担はありませんでした。

議員

大学敷地からの雨水排水について

て、地元説明会の資料では直接漁場に放流するようになっていましたか、認められますか。

村長

建物の雨水排水は、いったん地下雨水槽に貯留後、適宜放流する計画が示され、駐車場は舗装せず砂利敷きで地下浸透とし、オーバーフロー分は既存の側溝に放流されます。

議員

近年、ゲリラ豪雨が多発しています。短時間に集中して排水が漁場へ流入すると、青海苔等に影響する心配があるので、建設にあたっては十分な指導をすると、約束いただけますか。

企画財政課長

今後の計画にあたっては、周囲の環境には十二分に注意をして行うよう、幸福の科学側に要望していきます。

*小倉議員から他に次の質問がありました。

◇庁舎・福祉センターの非常用発電機の管理について

地域若者サポート支援事業の展開を

井下田 政美 議員

議員

ニート等の若者の就労を支援する機関として、地域若者サポートステーション（サポステ）が大きな成果を上げています。村の今後の取り組みについて伺います。

村長

サポステについては、活用が期待されています。村でも多くの人が利用できるよう、村の広報誌等を通じて情報を発信していきたいと思えます。

議員

村のニート等の人数は把握していますか。

産業課長

村独自の把握はしていません。全国的には、60万人とのデータがあります。

議員

既存のサポステが、県内4ヶ所北総地域を中心にありますが、長生郡市内にも必要だと思えます。広域的に検討したいと思っています。

産業課長

た中で、要望していききたいと思えます。



サポステの様子

無業者集中訓練プログラム事業等の運営をしています。

村内橋梁の点検・補修を

議員

公明党は、命を守る公共工事「防災減災ニューディール」を推進してきました。

社会インフラの維持管理は、老朽化が進む前に予防的手入れをして寿命を延ばす方がコストを大幅に抑えることができます。

そこで村内橋梁の耐震診断と今後の対策について伺います。

村長

平成25年度では、20橋の橋梁長寿命化修繕計画を策定します。

この計画により、橋梁の改修を順次実施し、未点検の橋についても調査して長寿命化計画に組み入れていく考えです。

議員

建設課長

村内の橋梁数を教えてください。大小合わせて、125橋です。経過年数がわかりますか。

建設課長

ほとんどの橋は、40年以上経過しています。

議員

建設課長

橋の耐用年数は何年ですか。減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、60年です。

議員

村内125橋すべて点検し、対応していく必要があると思えます。再度今後の対応をお聞きします。

建設課長

今後点検を行うい、修繕計画の中に入れていきたいと思えます。



内谷川本線橋梁点検

*井下田議員から他に次の質問がありました。

◇学校施設非構造部材の耐震化について
◇災害協定について

働く人の所得増で デフレ克服を

鈴木 征男 議員

議員

国民の多くがデフレ不況から抜け出し、所得を増やし安定した雇用を切実に求めています。

デフレ不況の最大の原因は働く人の所得が減り続けていることです。

役場職員の平成21年度と22年度で賃金と一時金で減額が行われましたが、その額を伺います。

村長

平成21年6月および12月、平成22年12月の3回でボーナス減額は3312万6千円で、平成22年における一般職員の給与・ボーナスの減額は、1760万円です。

議員

日本経済再生とデフレ克服には、村民の所得、役場職員の所得を増やす政策に転換すること考えますが村の考えを伺います。

村長

所得向上は重要な施策のひとつです。

現在の状況下で職員の所得を増やすことは、住民の理解が得られないと考えています。

議員

政府は国家公務員の賃金引き下げを地方公務員の賃金引き下げを地方に要請しています。

それに対して千葉県町村会は「地方交付税を削減するなど、国が地方に対して給与削減を実質的に強制することは、地域のことは地域で決めるといふ地方分権の理念から容認できない」と要請しています。

私も許せないと思います。役場職員の給与問題は、据え置きも含めて慎重に検討するように求めます。

村長

長生郡内の町村は給与の水準が、県下では下位にあたり

ます。

今後、郡の町村会で協議しその結果を踏まえて最終的に判断したいと思っています。

農地・水保全 事業について

議員

村が取り組んでいる農地・水保全管理事業について、施策の内容を伺います。

村長

この事業は、国、県、村の三者が支援している事業です。

農家の減少、高齢化などが進み、農家だけでは農地や農業用水、環境の管理が困難であり、非農家の人たちと共同作業で維持管理することを目的としています。

活動対象は、主に水路、農用地、農道など保全管理で、共同作業の日当の支払いや、必要な資材の購入などの内容です。

議員

どのような組織が活動していますか。

村長

農家組合、自治会、子ども会、老人クラブ、消防団、土地改良区、JA等です。

議員

農家と非農家の人による共同作業で環境を保全することは大事なことだと思います。村としてもこの事業を広げたいとのことですが、今後、要望地域が増えるとかの助成・負担金を増やすなど、対応するのはいかがでしょうか。

産業課長

対応していきたいと考えています。



保全会作業の様子

犬の放し飼い問題

議員

一松茂地区で犬の放し飼いで、飼い猫が、かみ殺される事件がありました。村の対応を伺います。

下水環境課長

長生保健所の指導によつて平成25年2月22日、犬の管理者から今後、犬の放し飼いはしませんという誓約がありました。

私道の舗装整備 実施について

関 克也 議員

議員

過去に私道部分を村に寄付して

整備を進めてきており、最近では、村の補助金を活用して北水口の住宅地で住民が側溝整備を行いました。

しかし補助金を活用した私道整備は1ヶ所だけで、その後進んでいません。

理由は所有者が多数で同意が進まないことと、地元負担がかかることであろうと思われまます。

「川越市私道舗装整備要綱」などを参考に、私道の舗装整備に関する要綱を作成し、村の予算で道路舗装を実施してほしいが見解を伺います。



北水口私道側溝整備箇所

村長

村では「私道整備事業補助金交付要綱」を定め30万円以上の工事に対し、経費の2分の1以内200万円を限度に補助金を交付しています。

議員

私道については、この制度を活用していただきたい。通り抜け道路で村道等と接続している公道が、私道である理由から何十年と整備できない、都市計画で用途地域に指定されている住宅地で未舗装が目立ちます。村として新しい施策を含め、整備を前進させられませんか。

建設課長

先の答弁のとおりですが、道路

の所有者の調査等は建設課で協力していきます。

デコボコは採石を入れるなど、支障のないように整備しています。

生活保護受給者の滞納国保税徴収は停止を

議員

生活保護受給者の滞納処分の停止（滞納税の徴収をやめること）は、どんな扱いになっているか伺います。

村長

生活保護世帯の被保護者となるまでに賦課された国保税の滞納金は、生活状況を見きわめながら、滞納処分の停止、徴収の猶予をしています。

議員

平成24年3月27日付の「大阪府課長通知」で厚労省の回答が示されており、通知中の国の見解では

- ①滞納金を被保護者本人の意思に基づいて任意に支払うことは可能だが適切に対応いただきたい。
- ②生活保護受給者世帯の場合、滞納処分の執行停止要件に該当するため速やかに

滞納処分の停止をすべきである。

保護前の税等の滞納金は徴収してはいけないのが原則です。

税務課長

被保護者は滞納処分の執行停止の対象とし、個々の状況をふまえて適切に対応します。

議員

生活保護受給者で、ほとんど強制的に滞納金の支払いを求められている実態があるので、厚労省回答のとおり徹底してほしい。

村長

この制度の周知の徹底と、世帯の状況を良く見極めていきたい。

税務課長

生活保護以外で、滞納処分により生活の窮迫のおそれがあるならば、同様に執行停止をしていきたい。

* 関議員から他に次の質問がありました。

◇ 重度心身障がい者の医療費助成（現物給付）について

幸福の科学へ課税納付書の発行

石川 吉一 議員

議員

小高村長は、幸福の科学所有地に固定資産税の納付書を発行する意思はありますか。

村長

約31haすべての土地について、平成25年2月25日付で、平成21年度から平成24年度までの納付書を発行しました。平成25年度分は、幸福の科学学園用地17haについて課税し、残りは今後の動向を見極めてまいります。

議員

4年間遡及し納付書を発行したとのことですが、村の顧問弁護士ではなく別の弁護士と相談していますか。また、弁護士の見解も伺います。

村長

現在相談している弁護士は、阿部先生です。見解は

①課税はあくまでも長の判断による。

②広大な土地がすべて修行に使われて必要なか疑わしい。

③裁判は実はやってみないとわからない。

④村に利益な条件が出されなければ考える余地はあるのではないかと御指示されています。

議員

納付書の発行後に異議申し立ては出ていますか。

村長

翌日付で提出されました。

議員

使用実態を考えると課税は困難ではないかと思いますが、村長は裁判をしても争うつもりですか。

村長

裁判で白黒つけたいというのが私の根底にあります。

一番に1年から2年、最高裁までで5年、費用は村の予算になります。

議員

平成25年度は大蔵学予定地17haに

課税、残り14haになぜ課税しないのですか。

村長

裁判が進む中で見解が明らかになれば、25年度ですから十分まだ課税できます。

地域を守る

「防災士」の育成について

議員

村には何名の防災士がいますか。

村長

職員では4名おり防災関係について職員指導や自主防災組織の推進に努めています。

議員

職員がいる自治会から率先して自主防災組織を立ち上げて頂きたい。

総務課長

資格を持つ職員が自主防災組織の重要性を自治会内に説明し、一松地区に設立の機運が高まっています。

議員

今後の防災士育成をどのように取り組んでいきますか。

総務課長

七井土自主防災組織に防災士がいますが、他の組織にもお願いしていきます。

有害鳥獣対策について

議員

アライグマ、ハクビシンなどの被害状況を把握して、対策はどのように行っていますか。

村長

農業共済による被害補償は3年間ない状況です。捕獲器の貸し出しを行い、平成24年度に計31頭の捕獲実績です。

議員

村は被害の調査を実施し、状況により対策協議会発足の考えはないですか。

下水環境課長

周辺自治体の状況等を踏まえ、調査検討したい。

議員

対策協議会を立ち上げることで、国の補助がありますので早く設置を望みます。

*石川議員から他に次の質問がありました。

- ◇定期予防接種を個別接種に移行することについて
- ◇アグリライフ事業について

「利用しやすく 自立しやすい環境」を

山口 裕之 議員

生活保護受給者の実情と フォローアップについて

議員

村内の生活保護受給世帯は、平成21年から急激な増加傾向となり、平成25年1月18日現在、108世帯、140人であるが、村の実情を伺います。

村長

急激に増加している理由は、低所得高齢者、無年金者、心身等に障がいを抱え就労できない方が増えたことが主な要因です。

議員

生活保護法では、町村長は、要保護者を発見し、または

被保護者の生計、その他の状況の変動を発見した場合、速やかに保護の実施機関または福祉事務所にその旨を通報するとあるが、事例はありますか。

福祉課長

要保護については、虐待された方の緊急避難時、住む場所が無い方の住居確保、また、生活保護申請の手助けなどです。

議員

被保護者は、聞き取りにより生活状態、世帯の状況や、情報提供があればケーソーカーに報告します。

村長

現行制度は、地方自治の担う役割に限界があり、利用しやすく自立しやすい環境を作らなければならないか。新聞報道等で、保護金額を下げるとか、受給者が遊興費に使うなどの問題があることは事実ですが、村は、実情を捉え、皆さんに自立できるまで保護する体制は守っていきます。

議員

私立幼稚園就園のための助成金を創設する考えはないか伺います。

村長

創設する考えはありません。

議員

村長公約である「認定こども園」設立の見とおしはあるのか伺います。

健康推進課長

村は子ども子育てを受け、平成26年度に支援事業計画を作成します。認定こども園も、計画の中に示したいと思えます。

議員

認定こども園ができるまで、私立幼稚園就園のための助成金の創設はできませんか。

村長

25年度予算は緊急性、必要性を考慮震災対策を優先します。

金谷ベイシア周辺における国道128号の橋脚工費の負担について

議員

平成22年3月会で、横断歩道や信号機の設置の必要性を指摘し3年が経過したが、一向に改善の様子がありません。



しまむら脇 国道交差点

進捗状況を伺います。

村長

平成15年・19年
に「しまむら」

脇の交差点に信号機を設置
を警察に要望しました。

平成23年6月には、ベ
シア入口に歩行者用の押し
ボタン式信号機および横断
歩道の設置を要望しまし
たが、実現に至っておらず、
次年度に設置されるこの報
告もありません。

議員

信号機設置や道
路改良の整備に

多くの予算と時間が必要な
のは理解できるが、歩行者
のための横断歩道の設置な
どは、警察との協議で実現
可能ではないか。

建設課長

再度警察に要望
します。

要綱行政の 問題点

門口 昭 議員

議員

村の例規集に
は、要綱数が2

01定められています。

その中に違法な要綱が17
ありましたが、適法に見直
した条例名を伺います。

健康推進課長

平成23年度で必
要となった、

①長生村介護保険運営協議
会設置条例

②長生村障がい者計画及び
障がい福祉計画策定委員会
設置条例

③長生村健康づくり推進協
議会設置条例

3条例が制定されました。

議員

要綱による行政
運営は柔軟に行

政サービスができますが、

要綱は村長単独で制定する
ため、議会や住民の監視機
能が発揮されず、また議会
の審議を経ていないため、
自治法違反が生じやすい。

給与条例に違反した前村
長の要綱により、5年間で
5億3720万円もの違法
な公金支出があった。

民主国家においては、行
政行為による権利侵害があ
れば住民は不服を申立てる
ことができます。

しかし、この不服申立て
は違法・不当な行政行為が
前提です。

要綱行政が頻繁に行われ
ると違法性の判断が難しく
なり住民の権利が守られな
くなります。

今後は、住民代表の議会
で審議可決する「条例中心
主義」の行政サービスを実
施していただきたいと思っ
ています。

十分に参考にし
ていきます。

村長

十分参考にし
ていきます。

**幸福の科学の
課税問題について**

2月25日に幸福
の科学へ納付書

議員

2月25日に幸福
の科学へ納付書

2月25日に幸福
の科学へ納付書

2月25日に幸福
の科学へ納付書

2月25日に幸福
の科学へ納付書

2月25日に幸福
の科学へ納付書

が送付され、翌日に異議申
立てがありました。納付
期限はいつか伺います。

3月29日です。

議員

その日に、納付
しなければどう
なりますか。

延滞金をつけて
督促をします
が、それでも納付されなけ
れば差押えをします。

民間人の権利実
現は裁判などを
利用して執行力を得ます。

自治体(村)の課税処分
には裁判を経ることなく差
押えができる「自力執行権」
が与えられています。

差押えをするには税の納
税義務の存在が確定されな
ければなりません。

異議申立てが認められな
ければ訴訟などに発展し、
最終的に納税義務が確定す
るまで5年ぐらいの年数が
かかります。

差押えられた土地に大学
の建設は不可能です、また
住民運動が起こるかもしれ
ません。

失われた税金を回収する
ためのあらゆる合法的手段

失われた税金を回収する
ためのあらゆる合法的手段

失われた税金を回収する
ためのあらゆる合法的手段

失われた税金を回収する
ためのあらゆる合法的手段

失われた税金を回収する
ためのあらゆる合法的手段

失われた税金を回収する
ためのあらゆる合法的手段

失われた税金を回収する
ためのあらゆる合法的手段

例えば、建築工事の差止め
などを用いますか。

議員の言うとお
り最善の努力を
します。

議員

もし、大学建設
が始まるのであ
れば、村は生活環境などに
関する建築協定や協約を結
ぶべきだと考えますが。

村に対して極力
迷惑のかわらな
いように申し入れをしてい
きます。

村長

迷惑のかわらな
いように申し入れをしてい
きます。



大学建設予定地

*門口議員から他に次の質問
がありました。

◇村内の農地の利用形
態について

長生技専跡地 利用について

増子 勇男 議員

議員

村長公約の長生技専跡地利用について「救急救命センター」誘致をうたっているが現状はどうなっているか。

また、誘致できなかったときはどうするか伺います。

村長

最初に大学の附属病院と協議を進めてきましたが、建設の資金援助を求められませんでしたので断念しました。

次に、民間の病院から進出の話がありましたが、これも進出には至りませんでした。

現在は、民間の病院が新たな建設場所を探しているとの情報が寄せられました。

ので、協議を行っています。また、誘致できなかったときはどうするかとの質問ですが、困難な面も多々ありますが、今は全力でこれにあたります。

議員

資金援助がネットクになって断念したと言いますが、再度確認します。

村長

大学病院については「資金、土地」を無償だけでなく、MRI、検査機器が非常に高価であるので、長生村だけでなく近隣の町や市も補助を出してくれるのか、話ができましたのでそれは無理であるとお答えしました。

民間の病院は、長生地区で当初は増床して出たい話でしたが、しばらく凍結したいという話で立ち消えになってしまいました。

議員

現在も協議していると同っていますが、協議している中でそういう事例が発生した場合にはどうなっていますか。

村長

条件にもよりますが、金銭的にはそんな相当な額は出せな

いと思えますので、地道に協議を進めてまいります。

橋梁点検について

議員

3・11の東日本大震災にも耐えた、村の橋梁の点検はどうなっているのか伺います。

村長

25年度で点検済み8橋と併せ20橋の橋梁長寿命化修繕計画を策定します。

この修繕計画により橋梁の改修を順次、実施することになります。

今後、未点検の橋につきましても調査をし、長寿命化修繕計画に組み入れて行く考えです。



平和事業について

議員

平和事業について見直していくとのことですが、村長として平和事業の考えを伺います。

村長

道徳教育の中で推進することになりました。

また、各種団体が実施する平和関連事業には村も積極的に応援します。

議員

3月24日に九条の会が松元ヒロを呼んでの講演に村は後援しております。

今後、予算を付けて村主催で行う考えはあるのか伺います。

村長

写真展や講演会を実施し、平和の尊さを周知させるのも一つの方法です。

先の答弁で申し上げましたとおり、今後は道徳教育や団体が実施する事業の応援に努めます。

議会活動の報告

全国各地から 視察に

2月に香川県三木町議会・宮城県色麻町議会、3月に埼玉県滑川町議会、4月に福岡県戸屋町議会、熊本県多良木町議会がそれぞれ、本村の議会改革の取り組みについて視察に訪れました。

村側は、議長・副議長・議会改革特別委員会委員長・議会運営委員会委員長が対応し、議会基本条例・通年議会制度・議会改革について、説明しました。



議会報告会を開催しました

3月31日第3回議会報告会を開催し、平成24年度における議会活動の報告と住民との意見交換を行いました。
主な報告事項は、次のとおりです。

各常任委員会では第2回議会報告会での住民の意見や村の課題について所管事務調査を行った結果等について報告しました。

特別委員会では、懸案事項の協議に際して必要に応じて8つの委員会が設置され、このうち、災害対策特別委員会では、災害時に議会が迅速に対応するための規程を定めたいことや、中学校屋根損壊事故調査特別委員会では、第三者に調査を依頼した結果を踏まえ、生徒・周辺住民の安全を確保するため施工のやり直しを求めたことを報告しました。

住民との意見交換では、次の意見等が出されました。
○議会基本条例の制定・通年議会の採用で、議員や議会はどう変わったのか。

○津波避難施設の視察結果を村にどのように活かすのか。

○議会としての、政策立案権をどのように活かしているのか。

○幸福の科学大学ができること、幸福の科学の村になつてしまつたのではと危惧している。

出されたご意見等は、議会で調査検討し報告いたします。



大学建設意見交換会を開催

3月12日村文化会館で「幸福の科学大学建設にかかるとの意見交換会」が開催されました。

交換会は、すべての村民に呼びかけて、村議会（特別委員会）と村が共催して開いたもので、幸福の科学大学建設準備室と建設予定業者も出席し、大学計画概要が大学建設者側から説明があり、その後に質疑応答が行われました。

当該大学は2015年4月開学をめざして進められており、人間幸福学部と未来産業学部の2学部で学生数960人を予定しているとのことでした。

次のような質疑がありました。

○新興宗教のオウムの時も、もともとはまじめな人たちであったが、山梨に施設が建設され、恐ろしい結果になった。

○村民の不安が大きい。

○大学ができて、実際には幸福の科学の村になるのではないか。

○大学の建設理念と過激な主張（幸福実現党）はどんな関係になるのか。

○大学の自治が認められるのか。

教授会のメンバーによつては、自治は保障されなくなるのではないか。

○住民と大学の調停機関が必要ではないか。

村議会は村民の請願や意見書により村民の声を反映していくよう検討していく考えです。



議会 日誌

*議長・議員が出席
または参加の主な行事

31日	27日	15日	13日	12日	7日	8日	5日	3月	27日	26日	22日	21日	20日	19日	12日	8日	7日	6日	5日	2月	
議会報告会	総代会 長生農業協同組合通常	各小学校卒業式	議会改革特別委員会 長生中学校卒業式	大学建設に係る意見交換会 長生中学校卒業式	議会改革特別委員会	定例会3月会議	定例会3月会議	定例会3月会議	議会運営委員会	千葉県消防大会	広域組合定例会 時令	関東町村議会議長会臨時 時令	宮城県色麻町議会視察来庁	千葉県市町村振興協会 理事会	千葉県町村議会議長会 定例会	一宮聖苑組合議会	香川県三木町議会視察来庁	広域組合議会定例会	全国町村議会議長会都 道府県会長会	64回定期総会	5日
30日	29日	27日	24日	17日	10日	5月	24日	23日	22日	19日	17日	13日	12日	10日	9日	8日	2日	4月	2日		
道府県会長会	全国町村議会議長会都 道府県会長会	町村議会の制度・運営 に関する検討委員会	千葉県市町村振興協会 理事会	正副会長会議	千葉県町村議会議長会 総会	長生郡町村議会議長会 総会	商工会総会	身体障がい者福祉会定 期総会	老人クラブ定期総会	熊本県多良木町議会視 察来庁	福岡県芦屋町議会視察 来庁	議会だより編集委員会	議会だより編集委員会	圏央道開通記念プレイ ベント	議会改革特別委員会	議会全員協議会	長生村遺族会通常総会	議会全員協議会	各小学校入学式	議会だより編集委員会	議会議長会

議会を傍聴しませんか!!

議会は、村民の皆さまの声を村政に反映させる場です。審議がどのように行われているのか、傍聴してみたいはいかがでしょう。傍聴席は先着順で32席です。手続は、3階傍聴席入り口で、氏名・住所・年齢を記入してください。



次の「議会定例会6月会議」は6月11日(火)から開催の予定です。
また、議会だよりに対するご意見ご感想をお寄せください。お問い合わせは下記まで。
長生村議会事務局
直通：32-4744 FAX：32-1194
メール：taiyo-kun@vill.chosei.chiba.jp



議会だより編集委員会 写真左から
後列/山口委員・東間委員・門口委員・石川委員
前列/中村議長・片岡委員長・関副委員長

編集 後記

平成25年度のスタートが切られましたが、東日本大震災から2年が過ぎ本村としても、防災・減災等、対策が急務となっております。議会は通年議会にて運営しており、十分な協議をおこない、一日も早い避難施設の実現に努力致します。また、4月27日には待望の圏央道も開通し、本村への企業誘致の条件も整いつつあります。

村財政は依然厳しい状況で、自主財源の確保が急務であり、不可欠です。議員全員が研鑽をし、スキルアップをはかり、二元代表制の下、執行部とは是非々をもつて十分に議論を尽くし住民の皆さまの負託に応えられるよう努力致します。